

平成 28 年度組織改正について

(1) 「文化観光局」の新設

国内外からの観光客誘致や大規模な文化スポーツイベントの開催を促進することにより、交流人口の拡大に伴う地域経済の活性化や文化スポーツ活動の更なる発展を図るため新設するもの。

文化観光局の新設に伴い、東北連携推進室が新設、経済局国際経済・観光部とともに市民局文化スポーツ部、交流政策課が文化観光局に移管される。

(2) 改正後の組織体系図

(平成28年4月1日)

■ は組織の新設, 廃止, □ は移管又は名称変更を示す。

